#### 申込資格 (一般世帯)

お申込みの際には、次の1~8のすべてにあてはまることが必要です。

- 1 自ら居住するために住宅を必要とする方。
- 2 日本国籍の方、または住民票(除票を除く)もしくは在留カードにおいて、中長期 在留者もしくは特別永住者としての資格を有することが確認できる方。
- 3 単身者または同居予定親族がある方。

#### (1)親子

(2)配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。住民票で「未届けの夫」又は「未届けの妻」となっている方、パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方。)

#### (3)婚約者

- (4)兄弟姉妹等の同居親族
- 4 公社の収入基準に該当している方。
- 5 成年年齢に達している方。
- 6 公社指定の保証会社を利用できる方または連帯保証人を1人たてられる方。(原則として親族です。)
- 7 入居者全員が共同生活を円満に営むことができる方。
- 8 申込みする方及び同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
- ※なお、申込される方または同居予定の方の中で、
- (1)現在、当公社住宅に入居しており、家賃等の未納がある方
- (2)過去、当公社住宅に入居していて、家賃等の未納があるまま退去された方
- (3)過去、当公社住宅に入居していて、近隣トラブル等を起こされた方
- (4)公社から契約解除の通知を受けた方または法的手続きを起こされた方については、申込みをお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

# ○収入基準等

機関保証制度のご利用にあたり、保証会社による審査がございます。審査結果により本制度をご利用いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。本制度をご利用いただけない場合は、連帯保証人制度を利用することができます。連帯保証人制度を利用する場合は、以下の収入基準を満たす必要がございます。

# 1 世帯または単身者

(1)収入月額が月額家賃の4倍以上あること。

※ただし、年額家賃の4倍が330万円を超える場合は、年間総収入が330万円以上あ

ること。

(2)申込者本人の収入月額が家賃の2倍以上あり、かつ金融機関等の預貯金が月額家賃の50倍以上であること。

# 2 高齢者(単身者含む)

(1)収入月額が家賃の4倍以上あること。

※ただし、年額家賃の4倍が330万円を超える場合は、年間総収入が330万円以上あること。

- (2)入居申込世帯全員の金融機関等の預貯金の合計額が月額家賃の100倍以上であること。ただし、申込者本人の預貯金が月額家賃の50倍以上であること。
- (3)申込者本人の収入月額が家賃の2倍以上あり、かつ金融機関等の預貯金が月額家賃の50倍以上であること。
- ※申込者の収入が基準額に満たない場合は、同居する方の収入を合算できます。

### ○計算の対象となる収入の種類

給料や事業等課税所得が収入基準の計算対象となります。

# 課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

(例 生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金など)

# ○単身者

一般世帯の申込資格の1~8の他、日常生活に常時の介護を必要としない方。

#### ○高齢者

- 一般世帯の申込資格の1~8の他、次の各号に該当する方。
- (1)入居者が高齢者(60歳以上)であること。
- (2)身元引受人を1人たてられること
- (3)入居者及び同居親族が、日常生活に常時の介護を必要としない方。

# ○ご了解事項

- (1)入居指定日から1か月以内に入居されない場合は、その資格を取り消す場合がございます。ただし、婚約中の方は、入居指定日から少なくとも1名はご入居いただき、 入居指定日から3か月以内に申込家族全員が入居していただきます。
- (2)申込後、住所や勤務先等を変更された場合は、速やかに公社住宅推進室へご連絡く

ださい。

- (3)当住宅では犬・猫等の動物を飼育することはできません。(ただし、盲導犬等、特別な事情がある場合は除きます。)
- (4)当住宅の家賃は、物価・近隣家賃その他の事情により見直されることがありますので、ご承知おきください。